○財務省告示第三百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・八トン
二	○トン
三	二トン
四	一七、三三四トン
五	八八七トン
六	五トン
七	一四トン
八	一トン
九	二二、九一三トン
一〇	三、七三三トン
一一	五四六トン
一二	四四、九五一トン
一三、三六四、三七七トン	
一四	八〇五、四一五トン
一四の二	三四七、四一七トン
一五	一五三トン
一六	六、六二五トン
一七	七一、七七七トン
一八	八、四四一トン
一九	七九一トン
二〇	四三三トン
二一	一五、〇四一トン
二二	四一七トン
二三	二、七八六トン
二四	一二トン
二五	○トン
二六	二、七〇一トン
二七	七、一六〇トン
二八	四・三トン
二九	三〇二トン

○財務省告示第三百七十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　　十二万九千六百十一トン

二　冷凍牛肉　　二十万四千七十四トン

○財務省告示第三百七十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　　三十八万八千百七十四トン

二　生きている豚及び豚肉等　　三十八万八千百七十四トン

○農林水産省告示第二千九百十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十九日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

第四号を次のように改める。

四　防除の内容

㈠　プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）第三条第一項の定めるところにより、防除区域内に存在するセイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属（サクラ節を除く。）（以下「セイヨウマユミ等」と総称する。）の生植物（種子及び果実を除く。以下同じ。）について、植物防疫官がその行う検査の結果プラムポックスウイルスに感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととすること。

㈡　プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令第五条の定めるところにより、プラムポックスウイルスに感染し、又は感染しているおそれがあり、かつ、防除区域内に存在するセイヨウマユミ等の生植物について、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととすること。

別表中「小丹波」の下に「、白丸」を、「日の出町」の下に「、大阪府富田林市大字廿山（府道二百二号線以南の地域に限る。）、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ケ丘町、新家、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東（府道二百二号線以北の地域に限る。）、錦ケ丘町、藤沢台、富美ケ丘町、宮甲田町及び美山台」を、「安倉南」の下に「、旭町」を、「亀井町」の下に「、清荒神」を、「口谷東」の下に「、向月町」を、「小浜」の下に「、末広町」を、「高松町」の下に「、鶴の荘」を、「長尾町」の下に「、中州（県道十六号線以北の地域に限る。）」を、「星の荘」の下に「、米谷（一般国道百七十六号線以南の地域に限る。）」を、「三笠町」の下に「、売布」を加える。

○経済産業省告示第二百四十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
412017	大沼　真樹
412019	若林　和哉
412021	山本　英明
412023	土肥　宏晃
412025	魯　将麻
412027	大河内　健
412029	小谷　怜
412031	貫田　次郎
412033	新海　博章

○経済産業省告示第二百四十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
412018	三品　俊二
412020	中島　一人
412022	平野　秀和
412024	柴田　真吾
412026	岡本　陽介
412028	田中　邦明
412030	中村　有輔
412032	齋田　誠

○経済産業省告示第二百四十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年十一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
106339	矢田　肇
207733	尾松勇理夫
212005	加藤　信次
401627	濱野厚太郎
406149	秋山　宏
107380	正田　隆昭
209753	橋本　克彦
401624	古田　圭二
405351	中野　誠司
800004	赤池　貴仁

○経済産業省告示第二百四十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年十一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	（変更前）	（変更後）
409151	山口　智巳	和田　智巳
411911	高橋　宏和	高橋　宏和